

富良野市地域防災計画

資料編

富良野市地域防災計画(資料編)の修正一覧

章		項 目	資料編 ページ	主 な 修 正 内 容	備 考
資料3	要綱・基準等	気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準	3-40～3-47	特別警報の種類、発令基準及び字句の修正	気象庁基準見直しに伴う修正
		火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等	3-48	表差替え	気象庁基準見直しに伴う修正
資料4	様式	罹災証明書	4-7	様式変更	
資料5	災 害 対 策 資 料	災害履歴	5-1～ 5-7	西暦・和暦併記、H28台風被害時の東大演習林内の被害箇所追記	
		北海道内の主な被害地震(1900年以降)	5-9	西暦・和暦併記	
		重要水防箇所一覧	5-14 5-15	時点修正	
		消防力の現況	5-16 5-17	時点修正	
資料6	災害危険箇所一覧	土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり危険区域一覧	6-1～6-5	時点修正	
資料7	避難所等関係	避難所一覧	7-1 7-2	閉校に伴い樹海中学校指定解除 洪水時対応避難所の記載内容について修正	
		重要給水施設一覧	7-4	新規記載	
資料8	防災資機材等関係	防災機材整備状況一覧	8-1 8-2	時点修正	
		給水用資機材保有状況一覧	8-3	時点修正	
		発電機器(可搬型)保有状況一覧	8-3	時点修正	
		生活関連物資備蓄一覧	8-4～ 8-6	時点修正	
資料9	各種協定等	防災協定締結先一覧	9-1～9-5	時点修正	
		災害等の発生時における富良野市都北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	9-35	北海道エルピーガス災害対策協議会	

富良野市地域防災計画(資料編)の修正一覧

章		項 目	資料編 ページ	主 な 修 正 内 容	備 考
資料9	各種協定等	災害時等における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	9-62	北海道建設部まちづくり局都市環境課	
		災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	9-65	北海道建設部まちづくり局都市環境課	
		災害時における応急生活物資の供給に関する協定の締結について	9-77	合同容器株式会社旭川営業所	
		災害時における医療品及び応急生活物資の確保に関する協定	9-79	株式会社ツルハ	
		災害時等における給電車等の貸し出しに関する協定	9-81	市内トヨタ系販売会社5社	
		災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	9-83	株式会社うらの衛生社、富良野浄化工業株式会社、株式会社西塚清掃社	
		災害時における廃棄物処理等に関する協定	9-85	富良野地区清掃事業協同組合、アートクリーン有限会社、富桑工業株式会社、北清ふらの株式会社	
		災害時における資機材の提供及び救助活動支援等に関する協定	9-88	富良野レスキュー協力協会	
		避難行動要支援者に関わる個人情報の管理に関する協定	9-90	富良野市民生委員児童委員協議会	
資料10	災害危険区域内の 要配慮者利用施設 一覧	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	10-1 ～10-4	時点修正	
		土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	10-5	時点修正	
資料11	市内協力団体等一 覧	市内医療機関一覧	11-1	時点修正	
		給水施設の応急復旧工事業者一覧	11-2	時点修正	
		富良野建設業協会応急復旧業務協力組織図	11-4	時点修正	
		富良野市自主防災組織一覧	11-5	時点修正	

気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準

1. 特別警報、警報、注意報などの種類

(1) 特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合である
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合である

※以下の現象についても特別警報に位置付けられる。

地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予測される場合（緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合（噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける）

(2) 気象警報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(3) 気象注意報

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
-------	--

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがある場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがある場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがある場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合

(4) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。

(5) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。
------	---

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。
-------	---

(6) 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合

2. 警報・注意報等の発表基準（上川南部）

(1) 警報

警 報 名	発 表 基 準
暴風警報	平均風速 16m/s 以上
暴風雪警報	平均風速 16m/s 以上で雪による視程障害を伴う。
大雨警報	P3-43 大雨警報基準に到達することが予想される場合
洪水警報	P3-43 洪水警報基準に到達することが予想される場合
大雪警報	12 時間降雪の深さ 40 c m 以上

(2) 注意報

注 意 報 名	発 表 基 準
強風注意報	平均風速 12m/s 以上
風雪注意報	平均風速 10m/s 以上で雪による視程障害を伴う。
大雨注意報	P3-44 大雨注意報基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	P3-44 洪水注意報基準に到達することが予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
大雪注意報	12 時間降雪の深さ 25 c m 以上
なだれ注意報	24 時間降雪の深さ 30 cm 以上、又は積雪の深さ 50 cm 以上で日平均気温 5℃ 以上

融雪注意報	60 mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
着雪注意報	気温 0℃ くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
低温注意報	4～6 月、8 月中旬～10 月（平均気温） 平年より 6℃ 以上低い 7 月～8 月上旬（気温） 14℃ 以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月（最低気温） 平年より 12℃ 以上低い
濃霧注意報	視程 200m 以下
霜注意報	最低気温 3℃ 以下
乾燥注意報	最小湿度 30% 以下で、実効湿度 60% 以下

(3) 記録的短時間大雨情報

1 時間雨量 90mm 以上

大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大 雨	
		(浸水害)	(土砂災害)
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	15	150
	上富良野町	14	153
	中富良野町	15	153
	南富良野町	14	130
	占冠村	14	169

洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪 水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=30.8 ベベルイ川流域=18.6 スツカク富良野川流域=16	—	空知川上流(布部)

		西達布川流域=18.5 川松沢川流域=5.6 布礼別川=9.8		
	上富良野町	富良野川流域=18.4 ベベルイ川流域=12.2 スッカシ富良野川流域=12.7 ピリカ富良野川流域=6.4 ホロボツナイ川流域=4.7	ピリカ富良野川流域=(5、4.7)	—
	中富良野町	富良野川流域=18 ベベルイ川流域=13.7 スッカシ富良野川流域=14.6 デボツナイ川流域=6.4	富良野川流域=(7,16.2) ベベルイ川流域=(7,12.3) スッカシ富良野川流域=(7,13.1)	—
	南富良野町	空知川流域=29.4 トナシベツ川流域=22.6 ユクトラシュベツ川流域=8	空地川流域=(5,26.4) ユクトラシュベツ川=(5,7.2)	空知川上流(布部)
	占冠村	鶴川流域=31.2 双珠別川流域=25.9	—	—

大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大 雨	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	7	94
	上富良野町	6	96
	中富良野町	9	96
	南富良野町	6	81
	占冠村	6	106

洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪 水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=24.6 ベベルイ川流域=13.5 スッカシ富良野川流域=12.8 西達布川流域=14.8 川松沢川流域=4.4 布礼別川=7.8	空知川流域=(5、26) ベベルイ川流域=(5、13.5) 西達布川流域(5,14.8) 布礼別川流域=(5、7.8)	空知川上流(布部)
	上富良野町	富良野川流域=14.7 ベベルイ川流域=9.7 スッカシ富良野川流域=10.1 ピリカ富良野川流域=4.2 ホロボツナイ川流域=3.7	富良野川流域=(5,14.7) ピリカ富良野川流域=(5、4.2)	—
	中富良野町	富良野川流域=14.4 ベベルイ川流域=10.9 スッカシ富良野川流域=11.6 デボツナイ川流域=5.1	富良野川流域=(5,14.4) ベベルイ川流域=(5、10.9) スッカシ富良野川流域=(7、9.6)	—
	南富良野町	空知川流域=23.5 トナシベツ川流域=18 ユクトラシュベツ川流域=6.4	空地川流域=(5,14.3) ユクトラシュベツ川=(5,5.1)	空知川上流(布部)
	占冠村	鶴川流域=24.9 双珠別川流域=20.7	双珠別川流域=(5,20.7)	—

※注意

- (1) 注意報及び警報は市町村に設定されている基準に到達することが予想される場合、市町村毎に発表される。
- (2) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
- (3) 土壌雨量指数は降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- (4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※風速は平均風速

参考「台風の大きさと強さ」 大きさの階級分け		強さの階級分け	
風速 15m/s 以上の半径	階 級	最大風速	階 級
500 km未満	<表現なし>	33m/s 未満	<表現なし>
500 km～800 km未満	大型 (大きい)	33m/s～44m/s 未満	強い
800 km以上	超大型 (非常に大きい)	44m/s～54m/s 未満	非常に強い
		54m/s 以上	猛烈な

3. 水防活動用気象予報及び警報

市及び水防関係機関は、常に気象の状況に注意すると共に、水防活動用予報・警報、洪水予報、水防警報の収集・伝達に努める。

(1) 水防活動用予報・警報の種類

区 分	種 類	発表機関	内 容
水防活動用気象注警報 水防活動用洪水注警報 気象業務法 第14条の2第1項 水防法 第10条第1項	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般向け注意報、警報、 特別警報 により代行する。
洪水予報 (指定河川) 気象業務法 第14条の2第2項 水防法 第10条第2項	注意報 警報	旭川地方気象台 北海道開発局札幌開発建設部 共同	「空知川上流」について水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (指定河川) 水防法第16条	待機・準備 出動・指示 解除	北海道開発局札幌開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

(2) 指定河川洪水予報 (危険レベル、洪水予報の種類、水位の名称及び求める行動等) 気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項に基づき旭川地方気象台及び北海道開発局札幌開発建設部が発表

4. 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報 (浸水害)) ※3	(大雨特別警報 (土砂災害)) ※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険) ※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・大雨に関するメッシュ情報 (警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルの位置づけを改めて検討する。

火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方
及び想定される現象等

十勝岳における噴火警戒レベル

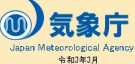


平成20年12月16日運用開始

十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。 過去事例 1926年6月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流 約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ ●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。 過去事例 1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。 過去事例 1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1988年10月～12月：体に感じる規模の地震増加 1962年5月以降：体に感じる規模の地震増加 1926年5月：噴火の10日前から体に感じる規模の地震発生
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火 1950年8月17日：昭和火口で噴火 1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口（大噴）で噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (火口内等)	火山活動が静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の塵状物が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注）「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。



この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

様式第1号（第3条関係）

（整理番号）

罹災証明書

世帯主住所					
世帯主氏名					
世帯構成員	氏	名	続柄	年齢	
罹災原因	による				
被災住家※の所在地					
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ ない	☐ 大規模半壊	☐ 半壊	☐ 準半壊	☐ 準半壊に至ら (一部損壊)
浸水区分					
※ 住家とは、現実には居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用して いる建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）					
住家以外の被害					

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富良野市長

印

災 害 履 歴

年 月 日	災害要因	被 害 状 況	関係河川等
1898(明治31)年 9月6～8日	台風	豪雨による被害。空知川はん濫、作物全部流出	空知川
1911(明治44)年 5月11～21日	山火事	下金山(道有林)の山火事の延焼による被害。東大演習林3,600町歩の原生林焼失	
1914(大正3)年 5月18～19日	大火事	老節布川流域の山火事による被害。東大演習林、約400町歩の森林消失	
1916(大正5)年 5月7～8日	暴風雨	豪雨による被害。空知川・布部川・布礼別川決壊、大洪水。道路・橋梁・農作物等の被害甚大	空知川・布部川・布礼別川
1919(大正8)年 8月19日	大雨	大雨による被害。空知川堤防決壊、市街地全域浸水。床下浸水450戸、田畑冠水約800ha。	空知川
1922(大正11)年 8月25日	台風	台風の豪雨による被害。空知川とその支流はん濫。田畑の被害甚大	空知川及びその支流
1923(大正12)年 9月15～17日	大雨	大雨による被害。全体の被害不詳。死者1名、負傷者7名、浸水家屋450戸、田畑冠水20.4ha	
1926(昭和元)年 5月24日	火山噴火	十勝岳大爆発による被害。富良野市被害なし。死者・行方不明者144名、建物37棟・田畑740ha消滅	十勝岳噴火
1926(昭和元)年 8月	冷害	5～6分作	
1931(昭和6)年 8月	冷害	低温・日照不足による被害。農作物5分作以下	
1932(昭和7)年 8月	冷害	低温・日照不足による被害。農作物5分作以下	
1933(昭和8)年 8月6～8日	大雨	豪雨による被害。空知川をはじめ主要河川氾濫。市街地一部を除いて床上浸水、橋流失多数、堤防・道路被害甚大	空知川他
1945(昭和20)年 7月	冷害	全国的凶作	
1947(昭和22)年 8月15～16日	豪雨	豪雨による被害。布礼別地区の永喜橋流出。地元住民死者3名	
1947(昭和22)年 9月15日	台風	台風9号による被害。山部地区の各河川氾濫し、堤防決壊、耕地の浸水。	
1952(昭和27)年 3月4日	地震	十勝沖地震の影響で、納屋・畜舎倒壊若干。暗渠排水等埋設施設に相当の被害	
1952(昭和27)年 5月28日	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別の農地に被害	

1952(昭和27)年 7月	冷害	5～6分作	
1953(昭和28)年 7月	冷害	5～6分作	
1954(昭和29)年 9月26日	台風	台風15号による被害。家屋倒壊若干、農作物・公共施設・森林資源に相当の被害	
1956(昭和31)年 7月	冷害	低温・多雨・日照不足による被害。5～6分作	
1961(昭和36)年 7月24～26日	大雨	大雨による被害。各河川氾濫し、道路・橋梁等の被害甚大。家屋浸水約570戸 農業被害2400ha 17,934万円 土木被害約9,000万円(救助法適用)	
1962(昭和37)年 6月29日～7月5日	火山噴火	十勝岳中規模爆発による被害。富良野市被害なし。死者5名、負傷者11名	十勝岳噴火
1962(昭和37)年 8月3～4日	台風	台風第9号による被害。家屋浸水1,381戸、3,192万円 農地被害208ha、34,375万円 土木被害27,110万円 その他被害2,342万円 被害総額67,019万円(災害救助法適用)	
1962(昭和37)年 8月3～4日	台風	台風9号による被害。山部地区で村内河川・道路・橋梁・農耕地・家屋など被害総額15億円以上 死者1名(災害救助法適用)	
1964(昭和39)年 7月	冷害	5～6分作	
1966(昭和41)年 8月19～20日	集中豪雨	集中豪雨による被害。大沼地区低地帯、鳥沼地区、新光町、住吉町、錦町で河川氾濫。 公共土木被害、商業被害 田畑冠水1,191ha、家屋浸水322戸 被害総額8,473万円	
1968(昭和43)年 5月16日	地震	十勝沖地震による被害。道路決壊、水道管破裂、家屋等の被害。被害総額1,038万円	
1969(昭和44)年 6月17日	集中豪雨	集中豪雨による被害。八幡丘・麓郷地区で農業被害390ha、被害総額45,400万円	
1971(昭和46)年 7月	冷害	7月の異常低温などにより市内全域の農作物に被害。被害総額116,490万円	
1973(昭和48)年 6月18日	集中豪雨、 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害 東山地区農業被害	

1975(昭和50)年 8月23～24日	台風	台風6号で河川氾濫、道路・橋梁等被害、田畑冠水。 降雨量168mm 家屋浸水258戸 330万円 土木被害39,044万円 農業被害33,100万円 その他9,396万円 総額81,870万円	
1976(昭和51)年	冷害	異常低温などによる被害。市内全域の農作物全般 被害総額87,769万円	
1977(昭和52)年 6月8日	集中豪雨 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害。 東山地域農業被害130ha 10,795万円	
1978(昭和53)年 4月17日	突風	突風による被害。公共施設・農業ハウス被害 被害総額999万円	
1979(昭和54)年 5月1日	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別・東山・中五区で田畑冠水 200ha 被害総額3,710万円	
1979(昭和54)年 7月8～11日	集中豪雨 降ひょう	ひょうを伴った集中豪雨による被害。 島の下・学田・御料・東山地区で河川氾濫、道路・家屋被害 田畑冠水207ha ひょう害172ha 農業被害129,812万円 土木被害5,126万円 家屋被害116万円 その他19,858万円 被害総額154,912万円	
1979(昭和54)年 9月30日～10月1日	集中豪雨	台風16号の影響による被害 各所の側溝はん濫、家屋浸水 被害総額82,056万円	
1980(昭和55)年 7月～9月	冷害	異常低温などによる被害 全市にわたり冷害、農作物8分作 被害総額約100,200万円	
1981(昭和56)年 8月4～6日	集中豪雨	前線と台風12号による豪雨災害 住家被害(床上浸水27世帯、床下浸水199世帯)650万円 農業被害138,892万円 土木被害51,474万円 その他被害222万円 被害総額191,238万円	※災害対策本部設置
1981(昭和56)年 8月22～23日	台風	台風15号と前線による豪雨災害。最大瞬間風速19m/sの強風。 住家被害(一部損壊27世帯)820万円 農業被害11,722万円 土木被害100万円 教育施設被害700万円 その他被害100万円 森林被害(国有林2,530万円、東大演	

		習林推定600,000万円、私有林687万円) 被害総額616,659万円	
1982(昭和57)年 8月29～30日	集中豪雨	集中豪雨による被害。御料・学田・五区・山部地区 住家被害(床下浸水11世帯) 農業被害5,227万円 土木被害36,410万円 その他被害277万円 被害総額41,914万円	
1983(昭和58)年 6月～	冷害	6月以降の異常低温などによる被害。 水稻・畑作物など大幅減収 被害総額 約263,400万円	
1985(昭和60)年 8月31日～9月1日	台風	台風13号による大雨災害 農業被害553万円 土木被害19,354万円 被害総額19,907万円	
1986(昭和61)年 春	融雪	雪解け遅れによる被害。学田三区・山部 農業被害930万円	
1986(昭和61)年 5月30日	集中豪雨	集中豪雨による被害。麓郷・布礼別・富丘・五区・平沢地区 農業被害16,238万円 土木被害1,122万円 被害総額17,360万円	
1987(昭和62)年 4月22日	強風	強風による被害。農業ハウス被害332万円	
1987(昭和62)年 8月31日	突風	台風12号くずれの突風による被害 家屋被害 農業被害219ha 被害総額 約2,000万円	
1988(昭和63)年 12月16日～2月8日	火山噴火	十勝岳小規模噴火。富良野市に被害なし。	十勝岳噴火
1990(平成2)年 8月22日～8月23日	台風	台風14号による被害。布礼別地区、農業被害274万円	
1992(平成4)年 8月8～9日	台風	台風10号から変わった低気圧による大雨災害 公共施設被害2,675万円 土木被害1,950万円 被害総額4,625万円	
1993(平成5)年 5月下旬～9月下旬	冷害	5分作以下(平成米騒動)	
1997(平成9)年 6月～12月	集中豪雨	集中豪雨による被害。東山・平沢地区の局所豪雨 農業被害2,200万円	

資料5 災害対策資料

1997(平成9)年 8月10日	台風	台風11号から変わった低気圧による大雨災害 農業被害15,044万円 土木被害1,700万円 教育施設被害494万円 被害総額17,238万円	※災害対策本部設置
1998(平成10)年 8月28～29日	集中豪雨	前線停滞による豪雨災害 住家被害 床下浸水5棟 農業被害14,654万円 土木被害19,122万円 教育施設被害556万円 被害総額34,332万円	
2001(平成13)年 9月9～12日	台風	台風15号及び秋雨前線による豪雨災害。 農業被害1,913ha 70,032万円 農業施設被害5件 5,565万円 土木被害10箇所 3,169万円 教育施設被害11箇所1,900万円 被害総額80,666万円	
2004(平成16)年 2月22～23日	暴風雪	発達した低気圧による暴風雨。 農業ハウス被害238棟 4,750万円	
2004(平成16)年 8月31日～9月1日	台風	台風16号による暴風・突風災害。 農作物被害5ha126万円 農業ハウス被害77棟1,260万円 市有林被害184本27万円 学校被害5箇所49万円 被害総額1,462万円	
2004(平成16)年 9月8日	台風	台風18号による暴風・突風災害。 住家被害50棟151万円 農作物被害26ha2,557万円 農業ハウス702棟9,264万円 市有林357本51万円 一般廃棄物処理施設1件30万円 商工被害4件22万円 学校被害12件348万円 社会教育施設5件68万円 社会福祉施設3件36万円 被害総額12,527万円	
2005(平成17)年 8月22日	大雨	大雨による被害。空知川が増水し、河川敷内の空知川河川運動公園が水没・冠水等の被害が発生。 河川教育施設 10箇所 62万円 土木被害 33箇所 2,672万円	空知川
2005(平成17)年 9月8日	台風	台風14号による被害。空知川が増水し、河川敷内の空知川河川運動公園が水没・冠水等の被害が発生。	空知川
2010(平成22)年	大雨・落雷	大雨・落雷による豪雨等被害。	

資料5 災害対策資料

8月7～8日		農業被害 7ha 115万円 土木被害68箇所 660万円 水道施設1箇所 500万円	
2010(平成22)年 8月23～24日	大雨	大雨等による被害。 土木被害 1,650万円	
2011(平成23)年 9月2～4日	台風	台風12号及び前線による豪雨被害。市内3河川で避難判断水位を超えたため災害対策本部を設置。北大沼及び東学田二区を対象に避難勧告を発令。 農業被害 116ha 土木被害68箇所 6,986万円	※災害対策本部設置
2012(平成24)年 9月13日	大雨	大雨等による被害。 土木被害 700万円	
2013(平成25)年 3月2～3日	暴風雪	発達した低気圧による暴風雪被害。 死者1名	
2013(平成25)年 4月6～7日	暴風雨	発達した低気圧による暴風雨被害。 農業被害、教育施設被害	
2013(平成25)年 10月16～17日	台風	台風26号により暴風雪、降雪等が発生。東山、麓郷地区を中心に倒木により、停電、道路寸断による被害が発生。 農業被害 ビニールハウス等の被害 土木被害 309万円	
2016(平成28)年 8月17～18日	台風	台風7号による豪雨被害。降雨量148mm 住宅被害3棟(うち床上浸水1ヵ所) 道路被害45ヵ所 河川被害4ヵ所	スッカクシ富良野川、頭無川
2016(平成28)年 8月20～23日	台風	台風11号、9号による豪雨被害。大雨洪水警報・土砂災害警戒情報発表により自主避難体制・避難勧告発令。 避難勧告地域 北斗町、西町の一部、鳥沼地区、国の子寮、北大沼、東学田二区、南扇山地区の一部 住宅被害4棟 道路被害49ヵ所 河川被害14ヵ所 農業被害143ha 水道施設被害2件 河川教育施設13ヵ所	頭無川、布礼別川、ベベルイ川、富良野川、スッカクシ富良野川、西達布川、白鳥川、北白鳥川、空知川 災害対策本部設置
2016(平成28)年 8月30～31日	台風	台風10号の北海道接近による被害。金山ダムの大規模放流により山部地区に避難指示・避難勧告発令。 避難指示地域 共進地区・南陽地区の一部 避難勧告地域 山部東町・山部中町・山部南町・北星地区・桜丘地区の一部	空知川 ※災害対策本部設置

		※その他被害（8/17～31） 東大演習林内林道被害 79 ヲ所	
2017(平成 29)年 9 月 18 日	台風	台風 18 号による被害 土木被害 21 路線 老節布会館屋根剥離 農業被害 450ha 等 農業施設被害 ハウス 4 戸 22 棟、牛舎 2 戸、D 型倉庫 5 戸	
2018(平成 30)年 3 月 9 日	雪解け、降 雨	76 ミリの降雨及び気温の上昇に伴う融 雪による被害。布礼別川下流、滝の沢 川、7 号沢川越水。 住宅被害 10 棟（うち床上浸水 3 棟、床 下浸水 7 棟） 農業被害 約 2ha	布礼別川下流、 滝の沢川、7 号沢 川 ※災害対策本部 設置
2018(平成 30)年 9 月 6～7 日	地震	北海道胆振東部地震の影響により市内 全域で停電が発生。 停電による地下水断水被害 商業被害 観光被害 畜産被害 20 戸で生乳約 40 トン廃棄	

北海道内の主な被害地震(1900 年以降)

発生年月日	地域(地震名称)	マグニ チュード	家屋被 害	死者(不 明)
1915(大正 4)年 3 月 18 日	広尾沖	M7.0	一	2 人
1933(昭和 8)年 3 月 3 日	(三陸地震)	M8.1	67 戸	13 人
1938(昭和 13)年 5 月 29 日	屈斜路湖付近	M6.1	7 戸	1 人
1940(昭和 15)年 8 月 2 日	神威岬沖	M7.5	26 戸	10 人
1952(昭和 27)年 3 月 4 日	(十勝沖地震)	M8.2	906 戸	33 人
1959(昭和 34)年 1 月 31 日	弟子屈付近[2 回発生]	M6.3	2 戸	一
1968(昭和 43)年 5 月 16 日	(1968 年十勝沖地震)	M7.9	27 戸	2 人
1970(昭和 45)年 1 月 21 日	北海道南部	M6.7	79 戸	一
1973(昭和 48)年 6 月 17 日	(1973 年 6 月 17 日根室半島 沖地震)	M7.4	2 戸	一
1982(昭和 57)年 3 月 21 日	(昭和 57 年浦河沖地震)	M7.1	13 戸	一
1983(昭和 58)年 5 月 26 日	(昭和 58 年日本海中部地 震)	M7.7	9 戸	4 人
1993(平成 5)年 1 月 15 日	(平成 5 年釧路沖地震)	M7.8	53 戸	2 人
1993(平成 5)年 7 月 12 日	(平成 5 年北海道南西沖地 震)	M7.8	601 戸	229 人
1994(平成 6)年 10 月 4 日	(平成 6 年北海道東方沖地 震)	M8.1	61 戸	一
2003(平成 15)年 9 月 26 日	(平成 15 年十勝沖地震)	M8.0	116 戸	2 人
2018(平成 30)年 9 月 6 日	北海道胆振東部地震	M6.7	409 戸	41 人

重要水防箇所一覧(令和2年度)

(1)国直轄区間

No.	河川名	右岸名	種 別	重点区間	重点度	竣工年次	竣工月	竣工日	延床	延床率	計画延長(延床率)	電線延長(延床率)	事業所	河村付名		
1	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	68.03	85.39	0.19	68.70	170.37	172.37	岩間川	富良野市	
2	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	85.39	85.39	0.19	85.70	223.03	224.53	224.77	岩間川	富良野市
3	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	A	山形区第3	延平	86.20	86.20	0.20	86.10	225.49	227.39	227.77	岩間川	富良野市
4	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	A	山形区第3	延平	88.20	88.20	0.40	88.40	234.14	236.04	236.47	岩間川	富良野市
5	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	A	山形区第3	延平	89.20	89.20	0.20	89.30	163.33	165.83	166.27	岩間川	富良野市
6	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	90.20	90.20	0.20	90.30	163.33	165.83	166.27	岩間川	富良野市
7	岩間川上流	右岸	樹木・灌木	○	B	延平	延平	77.20	77.60	0.40	77.40	196.36	197.86	198.27	岩間川	富良野市
8	岩間川上流	右岸	樹木・灌木	○	B	延平	延平	85.29	85.39	0.19	85.29	223.03	224.53	224.97	岩間川	富良野市
9	岩間川上流	右岸	樹木・灌木	○	B	延平	延平	85.40	85.40	0.20	85.50	223.73	225.23	225.67	岩間川	富良野市
10	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	87.20	87.20	0.20	87.30	167.36	169.86	170.37	岩間川	富良野市
11	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	87.60	87.60	0.12	87.50	167.36	169.86	170.37	岩間川	富良野市
12	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	68.00	68.12	0.12	68.06	169.37	170.87	171.73	岩間川	富良野市
13	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第3	延平	73.80	74.40	0.20	73.90	184.88	186.38	186.76	岩間川	富良野市
14	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第1	延平	75.20	75.40	0.20	75.30	189.66	191.16	191.79	岩間川	富良野市
15	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第1	延平	76.00	76.00	0.20	76.10	191.66	193.16	193.79	岩間川	富良野市
16	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第2	延平	73.20	73.20	0.20	73.30	194.17	195.67	196.08	岩間川	富良野市
17	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第2	延平	78.20	78.60	0.40	78.10	199.71	201.21	201.48	岩間川	富良野市
18	岩間川上流	左岸	樹木・灌木	○	B	山形区第2	延平	78.80	78.80	0.20	79.40	202.96	204.46	204.64	岩間川	富良野市
19	岩間川上流	右岸	樹木・灌木	○	B	富良野市	延平	67.20	67.20	0.92	67.66	168.42	169.92	170.61	岩間川	富良野市
20	岩間川上流	右岸	樹木・灌木	○	B	富良野市	延平	68.40	68.40	0.08	68.40	171.81	173.31	173.81	岩間川	富良野市
21	岩間川上流	右岸	樹木・灌木	○	B	富良野市	延平	69.40	69.40	0.12	69.40	171.81	173.31	173.81	岩間川	富良野市
22	岩間川上流	左岸	風情地帯排水水	○	B	山形区第3	延平	65.20	65.21	0.01	65.20	164.46	165.96	166.47	岩間川	富良野市
23	岩間川上流	左岸	風情地帯排水水	○	B	山形区第3	延平	65.40	67.00	0.10	66.20	165.92	167.42	168.01	岩間川	富良野市
24	岩間川上流	左岸	風情地帯排水水	○	B	山形区第3	延平	68.00	68.40	0.20	68.70	170.87	172.37	173.27	岩間川	富良野市
25	岩間川上流	左岸	風情地帯排水水	○	B	山形区第3	延平	68.80	69.10	0.08	69.10	171.60	173.10	174.07	岩間川	富良野市
26	岩間川上流	右岸	風情地帯排水水	○	B	山形区第3	延平	68.20	68.20	0.12	68.20					

※資料 札幌開発建設部河川管理課

[illegible]

※資料 札幌開発建設部河川管理課

消防力の現況（令和3年4月1日現在）

人員車両

	職員	水槽付消防ポンプ自動車	大型水槽消防自動車	化学消防自動車	消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車	広報車	連絡車	人員輸送車（マイクロバス）
富良野消防署	32	1	1	1		1	2	2	1	1	1
山部出張所	10	1	1				1		1		
計	42	2	2	1		1	3	2	2	1	1

	団員	水槽付消防ポンプ自動車	大型水槽消防自動車	化学消防自動車	消防ポンプ自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指令車	広報車	連絡車	人員輸送車（マイクロバス）
団本部	3										
第1分団（富良野）	41				3						
第2分団（東山）	46	1			2						
第3分団（山部）	28				1						
第4分団（麓郷）	24	1			1						
第5分団（布部）	16				1						
計	158	2			8						

消防水利の現況（基準外含む）

	防火水槽		消火栓	井戸等
	40㎡以上	40㎡未満		
富良野	29	3	236	8
東山	7	5	3	
山部	14	4	20	
麓郷	6	1		
布部	5		5	
計	61	13	264	8

資料6 災害危険箇所一覧

資料6 災害危険箇所一覧

土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり危険区域一覧

(令和3年4月1日現在)

(1) 土石流危険渓流

危険区域の現況						予想される被害				整備計画		調査番号
No	区域名	河川名	渓流名	延長 (km)	面積 (ha)	住家 (戸)	人口 (人)	道路	その他	実施機関	概要	
1	島の下	普通河川島の下支流川	吹雪の沢(林野庁)、 森の沢(道水産林務部)	2	3			道々美明富良野線		林野庁 道(水産林務部)	07 実施 一概	229-229-0001
2	島の下334・335林班	普通河川五輪川	出森の沢(林野庁)	1.3	2					林野庁	S54, 55, 58, 60 実施	229-229-0002
	学田三区		武田の沢(道水産林務部)	2.7	249					道(水産林務部)	未定	
3	下御料337林班	準用河川水取川	337林班沢(林野庁)	0.6	1	9		国道38号線		林野庁	S57 実施	229-229-0003
	学田三区		水車の沢(道水産林務部)	2.9	154					道(水産林務部)	未定	
4	学田三区	普通河川北3森川	北1の沢	2.3	10	70		国道38号線		道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0004
5	北の峰338林班	普通河川北2森川	北の峰沢(林野庁)	1.4	2	10		道々北の峰線		林野庁	S56 実施	229-229-0005
			基線沢(道水産林務部)	2.1	151					道(水産林務部)	未定 88	
6	下御料339林班	普通河川基線川	339林班沢(林野庁)	1.6	2			道々北の峰線	2' 67' 場 1 田 1 ha 畑 15 ha	林野庁	計画 検討中	229-229-0006
			6線A沢(道水産林務部)	4.1	25					道(水産林務部)	計画 検討中	
7	中御料340・341林班	普通河川御料3森川	3森沢(林野庁)	1.8	3	5		道々北の峰線	2' 67' 場 1 畑 28 ha	林野庁	S35 実施	229-229-0007
			6線B沢(道水産林務部)	1.5	37					道(水産林務部)	計画 検討中	
8	中御料346・347林班	一般河川8森川	8森沢(林野庁)	2	4	4		市道2337	畑 8 ha	林野庁	S47, 50, 51 実施	229-229-0009
			橋の沢A(道水産林務部)	1.1	3					道(水産林務部)	一概	
9	中御料348・349林班	普通河川9森川	9森沢(林野庁)	1.4	2	4		道々北の峰線	畑 30ha	林野庁	S62 実施	229-229-0010
			橋の沢B(道水産林務部)	1.6	95					道(水産林務部)	一概	
10	中御料	普通河川九森川	普通河川左の沢川	1.1	71					道(建設部)	82 ～86	229-229-0011
11	中御料	一般河川八森川	普通河川富沢川	1.0	85					道(建設部)	S69 ～81	
12	上御料352・353林班	一般河川十勝川	沼内沢(林野庁)	0.7	2	4		道々山部北の峰線 市道2305	畑 40ha	林野庁	S35, 38, 39, 42, 4 3, 47, 48 実施	229-229-0010
			橋の沢C(道水産林務部)	0.6	2					道(水産林務部)	未定	
13	上御料	一般河川十森川	一般河川十森川	2.9	720					道(建設部)	S45 ～S57	229-229-0011
14	上御料	一般河川十二森川	一般河川十二森川	0.7	480			道道山部北の峰線		道(建設部)	S49 ～S50 S53 ～S55	
15	山部西14森	一般河川十四森川	中平の沢	0.2	1	6		道々山部北の峰線 市道3305		道(水産林務部)	未定	229-229-0011
16	山部	一般河川十八森川	一般河川十八森川	1.6	780					道(建設部)	S37～38 S41～43 S47～48 実施	229-229-0012
17	山部	一般河川勇振川	一般河川勇振川	3.8	1320			道道山部北の峰線		道(建設部)	S37 ～S46	
18	山部	一般河川紅葉川	一般河川紅葉川	1.7	260					道(建設部)	S43 ～S50	229-229-0013
19	山部375林班	普通河川一の沢川	藤の沢	1.3		6				林野庁	計画 検討中	
			中平B沢(道水産林務部)	0.5	2					道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0012
20	山部378～382林班	普通河川峰泊沢川	峰泊沢(林野庁)	1.6	4	5				林野庁	S53, 54 実施	229-229-0013
			川向の沢(道水産林務部)	1	3					道(水産林務部)	未定	
21	山部15区	一般河川山部川	川向B沢(道水産林務部)	1	3					道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0014
22	山部391～392林班	普通河川下の沢川	カツラの沢(林野庁)	0.7	2	7		市道3346 市道3502	田 3ha 畑 2ha	林野庁	S45, 57 実施	229-229-0015
			27線沢(道水産林務部)	0.2	1					道(水産林務部)	計画 検討中	
23	山部393～394林班	準用河川田園道沢川	見晴沢(林野庁)	0.7	1	4			田 7 ha 畑 21ha	林野庁	S44, 61, 63 実施	229-229-0016
			富雄の沢(道水産林務部)	0.3	1					道(水産林務部)	計画 検討中	
24	山部	普通河川オンコの沢川	オンコの沢	6.3	38	3		国道38号線		道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0017
25	東山やなぎ	普通河川砂金沢川	砂金の沢	2.4	14	6		国道38号線		道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0018
26	山部9区	一般河川空知川	山本の沢	0.6	2	5		道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未定	229-229-0019
27	山部9区	一般河川空知川	亀谷の沢	0.5	2	3		市道3332		道(水産林務部)	未定	229-229-0020

28	山部9区	一般河川空知川	研修の沢	0.5	2	4		林道			道(水産林務部)	未定		229-229-0021
29	山部12区	一般河川空知川	簡井の沢	0.5	2	2		林道			道(水産林務部)	未定		229-229-0022
30	山部12区	一般河川空知川	簡井第2の沢	0.5	2	4		林道			道(水産林務部)	未定		229-229-0023
31	山部12区	一般河川空知川	簡井第3の沢	0.5	2	3		林道			道(水産林務部)	一概		229-229-0024
32	山部12区	一般河川空知川	簡井第4の沢	0.7	2	4		林道			道(水産林務部)	未定		229-229-0025
33	山部12区	一般河川空知川	中平の沢C	0.6	2	3		林道			道(水産林務部)	未定		229-229-0026
34	布部石線	一般河川空知川	小黒瀬の沢	1.9	6	3				道々麓郷山部 停車場線	JR 根室線	道(水産林務部)	未定	229-229-0027
35	布部石線	一般河川空知川	滝の沢	2.6	8	15				道々麓郷山部 停車場線 市道2300 市道2381	JR 根室線	道(水産林務部)	未定	229-229-0028
36	麓郷	普通河川ポン布部川	岩谷1の沢	1.1	3	5				道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未定	229-229-0029
37	麓郷	一般河川布部川	岩谷2の沢	0.4	1	3				道々麓郷山部 停車場線	畑 25ha	道(水産林務部)	未定	229-229-0030
38	東布礼別	一般河川布部川	一般河川ポン布部川	3.8	4622					道道東山富良野 停車場線		道(建設部)	S62 ～821	
39	布部	普通河川人見沢川	一見の沢	1.1	3	3				道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未定	229-229-0031
40	布部	一般河川布部川	風沢の沢	0.7	2					道々麓郷山部 停車場線		道(水産林務部)	未定	229-229-0032
41	東山かわつら	一般河川昭栄沢川	南木下沢	0.6	2	7				市道4318	田 0ha 畑 0ha	道(水産林務部)	未定	229-229-0033
42	西達布つつじ	一般河川西達布川	二の山沢	0.6	2	8		国道38号線		道(水産林務部)	計画 検討中			229-229-0034
43	三の山	普通河川幌内沢川	幌内沢	2.9	17	9				林道		道(水産林務部)	未定	229-229-0035
44	三の山	一般河川西達布川	天人峠の沢	2.4	14					林道		道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0046
45	西達布たちばな	一般河川川松沢川	川松沢川支流	1.5	5	9				市道4367		道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0036
46	東鳥沼	普通河川名取の沢川	3号沢	2.4	7	10				鳥沼小1	国の子寮	道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0037
47	東鳥沼	山手幹線用水路	北4号の沢	0.8	2	15				鳥沼小1		道(水産林務部)	未定	229-229-0038
48	東鳥沼	山手幹線用水路	6号沢	0.9	3	17				市道5302	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0039
49	東鳥沼	山手幹線用水路	8号沢	1.5	5	15				市道5301	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0040
50	南郷山	一般河川布礼別川	土沢の沢	0.5	2					市道5104		道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0041
51	北郷山	山手幹線用水路	墓地の沢	0.6	2	9				道々東山富良 野停車場線	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0042
52	富丘更生	山手幹線用水路	梅下の沢	0.3	1					市道5101	畑 3ha	道(水産林務部)	未定	229-229-0043
53	東鳥沼	普通河川6号沢川	富丘の沢	2.4	11	15				市道5305	山手幹線 用水路 畑 8ha	道(水産林務部)	一概	229-229-0044
54	北郷山	山手幹線用水路	南二線	0.3	1					市道5305	山手幹線 用水路	道(水産林務部)	未定	229-229-0045
55	三の山	一般河川西達布川	仙人峠の沢	0.2	5					林道		道(水産林務部)	未定	229-229-0046
56	下御料336林班	普通河川北御料川	鳩の沢	1.8	2.7	3	1			道道・市道		林野庁	S61 実施	
57	山部376林班	一般河川25森川	25森沢	1.8	4.9	42				市道3351 市道3326		林野庁	S41～43 51～56 実施	
58	山部395林班	普通河川境界沢川	山東沢	0.7	1.7		1			JR 根室線	林野庁	S48, 51, 52 実施		
59	ベベルイ403・410林班	一般河川布部川	布部川	1.2	5.4					市道5323		林野庁	S34, 37, 44 ～11, 13 実施	
60	東布礼別	一般河川布部川	布部川	1.2	2.0	7	1			市道5208	畑 19ha	道(建設部)	計画 実施中	
61	島の下327～329林班	普通河川島の下の川	小黒の沢	0.9	22					道々美明 富良野線	林野庁	計画 検討中	811 実施	
62	島の下	普通河川尻岸馬川	島の下の沢川	0.7	20					道々美明富良 野線		道(水産林務部)	計画 検討中	廃止
63	山部11区	普通河川紅葉川支流	紅葉川支流	1.7	125	23				市道	畑 100ha	道(建設部)	S48 S50～53	
64	東山	一般河川老翁布川	東川	0.5	32							道(水産林務部)	計画 検討中	廃止
65	美栄	一般河川西達布川	西達布二の沢川	0.2	9							道(水産林務部)	計画 検討中	229-229-0047
66	たちばな	一般河川川松沢川	貫川	0.8	46							道(水産林務部)	計画 検討中	廃止
67	おもと	普通河川荒沢川	沢沢川	0.9	64							道(水産林務部)	計画 検討中	廃止
68	さくら	普通河川砂沢支流川	砂沢支流川	1.3	123							道(水産林務部)	計画 検討中	廃止
69	かえで	準用河川唐沢川	唐沢川	0.6	29							道(水産林務部)	計画 検討中	廃止

資料6 災害危険箇所一覧

(2)急傾斜地崩壊危険区域

危険区域の現況				予想される被害			整備計画		調査番号
No.	地区名	場 所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	実施機関	概 要	
1	清水山	清水団地(1)	4			市道 2202	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0001
2	下五区	朝日山団地(1)	3			市道 2213	道(水産林務部)	H7 一概	229-229-0002
3	下五区	朝日山団地(2)	4			市道 2213	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0002
4	下五区	朝日山団地(3)	5	6		市道 2213	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0002
5	下五区	御料団地(1)	3	3		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0003
6	下五区	御料団地(2)	4	3		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0003
7	下五区	御料団地(3)	3	5		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0003
8	南扇山	フレベツ団地 1	4			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0004
9	南扇山	フレベツ団地 2	5			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0005
10	南扇山	フレベツ団地 3	3			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0006
11	八幡丘	倉前の沢	3			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	既成	229-229-0006
12	八幡丘	池尾の沢	4			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	既成	229-229-0006
13	南扇山	フレベツ団地 6	4			市道 5104	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0006
14	南扇山	フレベツ団地 7	3			市道 5205	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0007
15	東布礼別	布礼別 1	1	1		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0008
16	東布礼別	布礼別 2	2	2		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0009
17	東布礼別	布礼別 3	2	1		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0009
18	老節布	老節布団地 1	1	5		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0010
19	老節布	老節布団地 2	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0010
20	平沢	平沢団地 1	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0011
21	平沢	小林団地 1	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0012
22	平沢	小林団地 2	3			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0013
23	平沢	小林団地 3	2			道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0014
24	老節布	カラマツ団地 1	2	5		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0015
25	老節布	カラマツ団地 2	2	5		道々東山富良野停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0015
26	山部南陽	南陽団地	5	5		市道 2334	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0016
27	布部	風穴団地	3			道々麓郷山部停車場線	道(水産林務部)	未成	229-229-0017
28	布部	布部市街地先 1	4	10		道々麓郷山部停車場線	道(水産林務部)	一概	229-229-0018
29	布部	布部市街地先 2	3			道々麓郷山部停車場線	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0019
30	山部	野沢地先 1	2			市道 3332	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0020
31	山部	野沢地先 2	3			市道 3332	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0021
32	山部	野沢地先 3	3			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0022
33	山部	野沢地先 4	3			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0023
34	山部	山部川向 1	3			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0024
35	山部	山部川向 2	2			林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0024
36	山部	山部川向 3	2	1		林道	道(水産林務部)	計画検討中	229-229-0025
37	清水山	市道 2202 号線沿い 1				市道 2202	富良野市	一部既成	
38	清水山	市道 2202 号線沿い 2				市道 2202	富良野市	計画検討中	
39	清水山	市道 2103 号線沿い 2				市道 2103	富良野市	H13 完成	
40	富丘	市道 5101 号線沿い				市道 5101	富良野市	計画検討中	
41	南扇山	市道 5104 号線沿い 1				市道 5104	富良野市	計画検討中	
42	南扇山	市道 5104 号線沿い 2				市道 5104	富良野市	計画検討中	

資料6 災害危険箇所一覧

(3)地すべり危険区域

危険区域の現況				予想される被害			整備計画	
No.	地区名	場 所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	実施機関	概 要
1	山部見晴沢	194 林班見晴沢 山部 394 林班	4	6		市道 3209	林野庁	計画検討中 H14.1.5 実施

旭川建設管理部富良野出張所管内土砂災害危険箇所一覧

(令和3年4月現在)

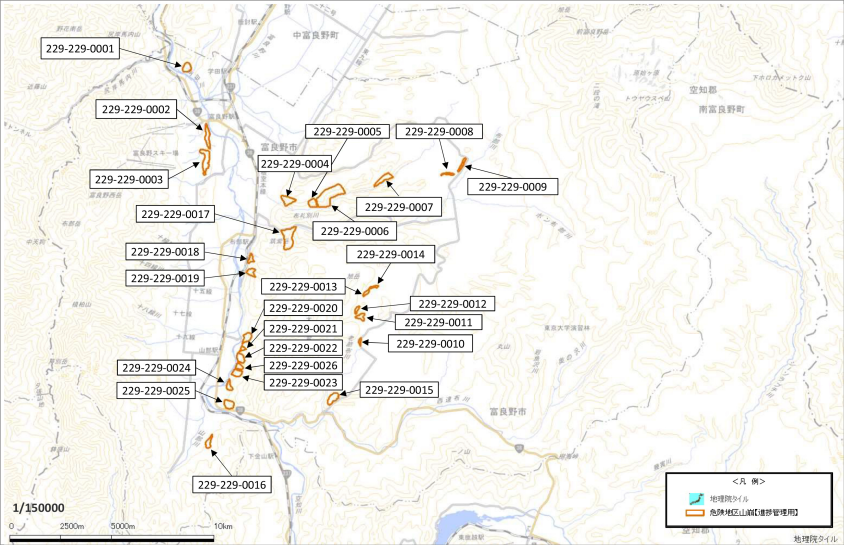
(1)土石流危険渓流 (位置図は別途)

危 険 区 域 の 現 況					予 想 さ れ る 被 害				
図番号	区 域 名	河 川 名	溪 流 名	流域概況		住 家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
				流域面積 (ha)	流域延長 (m)				
土 001	東島沼一	ベベルイ川	名取の沢川	1.86	35,190	4	1	市道	田・畑 (1.38ha)
土 002	東山市街	老節布川	東川	0.32	10,270	2		市道	
土 003	東山共栄	西達布川	西達布二の沢川	0.09	9,070	1			田・畑 (0.51ha)
土 004	西達布たちばな	川松沢川	川松沢一の沢川	0.40	12,550	1		市道	田・畑 (0.50ha)
土 005	西達布たちばな	川松沢川	川松沢二の沢川	0.46	17,070	1		市道	田・畑 (0.97ha)
土 006	西達布おもと	泥沢川	泥沢川	0.64	49,270	2		市道	田・畑 (4.01ha)
土 007	東山さくら	砂沢支流川	砂沢支流川	1.23	52,040	2		市道	田・畑 (1.20ha)
土 008	東山かえで	唐沢川	唐沢川	0.29	26,710	2		市道	田・畑 (0.70ha)
土 009	山部第 1 1 区	紅葉川支流川	紅葉川支流川	1.21	69,550	1		市道	田・畑 (2.90ha)
土 010	上御料	九線川	九線川	0.95	44,890	2		市道	田・畑 (2.56ha)
土 011	中御料	四線川	四線川	3.70	91,720		4	市道	
土 012	中御料	御料三線川	御料三線川	0.37	33,300	1			田・畑 (0.54ha)
土 013	北の峰町	北二線川	北二線川	1.51	43,210	35	7	道々北の峰線市道	
土 014	空知川	五線川	五線川	2.49	24,810	1		国道 38 号線 市道 JR 根室路線	
土 015			水車川						
土 016			島の下沢川						

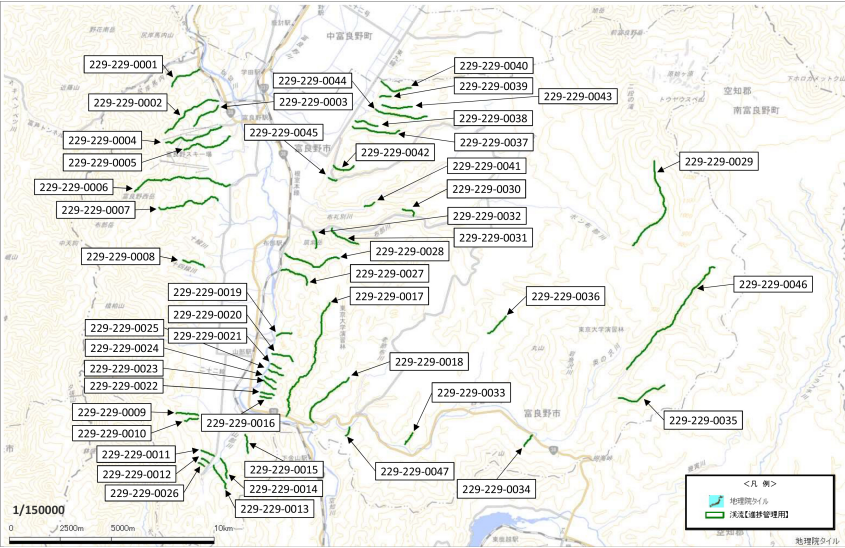
(2)急傾斜地崩壊危険箇所

危険区域の現況				予想される被害			
図番号	箇 所 名	斜面区分	崩壊危険箇所延長 (m)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路・河川	その他
急 001	富良野西学田二区 1	自然斜面	110		1	市道	
急 002	富良野西学田二区 2	自然斜面	60		1	河川	
急 003	富良野東山 4	自然斜面	70		1	道道	
急 004	富良野中布礼別	自然斜面	25	1			
急 005	富良野東山 1	自然斜面	60	1		河川	
急 006	富良野東山 2	自然斜面	115	3		市道・河川	
急 007	富良野東山 3	自然斜面	95	4		道道	
急 008	富良野松南	自然斜面	35	1			

山腹崩壊危険地区位置図



崩壊土砂流出危険地区位置図



避難所一覧(令和3年4月1日現在)

○広域避難場所(指定緊急避難場所)

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時	備 考
1	ふらの農協駐車場	朝日町3番	3,600	0		
2	みどり公園	緑町13番	1,500	0		
3	錦町公園	錦町12番	4,300	0		
4	富良野市陸上競技場	桂木町5番	8,400	0		
5	朝日ヶ丘総合公園駐車場	字下御料	4,000	0		
6	チーズ工房前庭	字中五区	3,000	0		
7	山部中央公園	山部東町8番	1,538	0		

○指定緊急避難場所

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時※	備 考
1	島の下会館	字島の下	149	74		
2	ぶどう果汁工場	字西学田二区	816	408	○	
3	富良野スポーツセンター	桂木町5番10号	3,357	1,678	●	
4	富良野文化会館	弥生町1番2号	3,954	1,977	●	
5	富良野看護専門学校	弥生町5番1号	3,076	1,538	●	
6	富良野地域人材開発センター	西麻町1番1号	2,429	1,214	●	
7	北の峰コミュニティセンター	北の峰町8番1号	417	208	○	
8	富良野自動車学校	字西扇山2	466	233	●	
9	扇山公民会館	字南扇山3	403	201		
10	布部会館	字布部市街	338	160		
11	御園会館	字上御料	178	89		
12	山部北星地区コミュニティセンター	字山部東14線2番地	338	169		
13	山部南陽地区コミュニティセンター	字山部西24線3番地	286	143		
14	東山支所	字東山あかしや	864	432		
15	西達布おもと会館	字西達布おもと	168	84		
16	西達布集落センター	字西達布市街	375	187	○	

17	三の山会館	字西達布つつじ	119	59		
18	平沢集落センター	字平沢	313	156	○	
19	麓郷集落センター	字麓郷市街	407	203	○	
20	富丘総合会館	字西富丘	160	80	○	
21	八幡丘会館	字八幡丘	222	111	○	

○指定一般避難所

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時※	備 考
1	富良野西中学校	桂木町 1 番	1,187	593	●	外部給電有
2	富良野小学校	若松町 10 番 1 号	1,258	629	●	外部給電有
3	富良野高等学校	末広町 1 番 1 号	1,350	675	●	自家発電有
4	扇山小学校	緑町 8 番 20 号	1,091	545	●	外部給電有
5	富良野緑峰高等学校	西町 1 番 1 号	1,586	793	●	自家発電有
6	富良野東中学校	瑞穂町 1 番 30 号	1,281	640	●	外部給電有
7	東小学校	北麻町 8 番 1 号	1,002	501	●	外部給電有
8	鳥沼小学校	字東烏沼	703	351		
9	布部小中学校	字上五区	932	466	●	
10	山部小学校	山部東町 8 番 64 号	922	461	●	外部給電有
11	生涯学習センター	字山部東 21 線 12 番地	1,257	628	●	
12	樹海小学校	字老節布市街	759	379	○	外部給電有
13	麓郷小中学校	字南麓郷	932	466	●	外部給電有
14	布礼別小学校	字布礼別市街	683	341	○	

○指定福祉避難所

No.	避難所名称	所 在	面積 (㎡)	収容 人数	洪水 時※	備 考
1	ふれあいセンター	春日町 12 番 5 号	1,559	779	●	外部給電有
計			51,308	17,436		

※洪「○」は、ハザードマップでは浸水想定区域外で洪水時に避難可能な施設。

「●」は、ハザードマップでは浸水想定区域内にあるが、2 階以上の建物であり、洪水時には建物の 2 階以上に退避することで避難可能な施設。

(注) 感染症予防対策によりスペース確保の措置を講じる必要がある場合、収容人数を 1/2 とする。

重要給水施設一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）

◆病床を有する医療機関

医療機関名	所在地	連絡先	備考
北海道社会福祉協会富良野病院	富良野市住吉町 1 番 30 号	0167-23-2181	人口透析 255 床 地下水有
医療法人社団富良野西病院	富良野市桂木町 2 番 77 号	0167-23-6600	人口透析 142 床
医療法人社団かわむら整形外科	富良野市末広町 6 番 8 号	0167-22-4341	19 床
社会医療法人博友会北の峰病院	富良野市字中御料 2062	0167-22-2011	170 床 地下水

◆防災拠点施設

施設名称	所在地	拠点機能	備考
富良野市役所	富良野市弥生町 1 番 1 号	災害対策本部	外部給電有
山部支所	富良野市山部東町 7 番 31 号	山部地区対策班	
東山支所	富良野市字東山あかしや	東山地区対策班	

防災資機材整備状況一覧(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分	分類	種別	規格	単位	数量	管理保管場所
機材	救助用具	担架		台	5	本庁舎*PBX(2 台)、山部支所、東山支所、保健センター
機材	ケーブル類	ドラム式コード(電エドラム)	20m	台	1	本庁舎 PBX
機材	土木用材	カマ(鎌)		丁	3	本庁舎
機材	土木用材	クリッパー		丁	1	本庁舎
機材	土木用材	しの		丁	7	水防倉庫
機材	土木用材	スコップ	剣先	丁	28	本庁舎(8)、水防倉庫(20)
機材	土木用材	ツルハシ		丁	18	水防倉庫
機材	土木用材	ペンチ		丁	6	水防倉庫
機材	土木用材	掛矢		丁	10	水防倉庫
機材	土木用材	鍬		本	5	水防倉庫
機材	土木用材	斧		丁	1	水防倉庫
機材	標識類	通行止標識		枚	5	水防倉庫
機材	標識類	矢印標識板		枚	28	水防倉庫
機材	照明器具	懐中電灯		個	20	本庁舎(総務課)
資材	油処理材	オイルフェンス	タフネル TF-20010m	本	16	水防倉庫
資材	油処理材	オイルマット	タフネル BL-5050cm× 50cm×4mm	枚	820	水防倉庫
資材	油処理材	中和剤	アースグリーン 等(1.8L)	缶	3	水防倉庫
資材	土木用材	むしろ		枚	3	水防倉庫
資材	土木用材	アンカーピン	φ 13mm × 0.8m	本	600	水防倉庫
資材	土木用材	なまし鉄線	#10	kg	200	水防倉庫
資材	土木用材	鉄線	#10	kg	225	水防倉庫

資材	土木用材	土のう袋(麻袋含む)	480mm × 620mm	枚	5,900	水防倉庫
資材	土木用材	縄	φ 8mm×20m	巻	16	水防倉庫
資材	土木用材	折りたたみヘルメット		個	21	本庁舎
資材	土木用材	長靴		足	22	本庁舎
資材	土木用材	ゴム手袋		組	20	本庁舎
資材	土木用材	軍手		組	100	本庁舎
資材	土木用材	レインコート		枚	27	本庁舎
物資	緊急支援物資	折りたたみ水入れ	10 リットル蛇口付(ビニール袋)	枚	490	中五区水源
物資	緊急支援物資	折りたたみ水入れ	6 リットル蛇口付(ビニール袋)	枚	3,045	中五区水源
物資	緊急支援物資	ポリタンク	浄水用 18L	個	463	中五区水源
機材	車載用インバーター	車載用インバーター	350W	台	4	本庁舎

給水用資機材保有状況一覧(令和 3 年 4 月 1 日現在)

No.	資器材名	数量	保管場所	備考
1	ポリタンク	463	中五区浄水場 Tel22-3730	浄水用 18 リットル
2	給水タンク	2	下五区水源送水場	2t (ポリエチレン)
3	給水タンク	1	〃	1t (ポリエチレン)
4	給水タンク	1	〃	2t (ステンレス)

発電機(可搬型)保有状況一覧(令和 3 年 4 月 1 日現在)

No.	規格	数量	保管場所	備考
1	100KVA (軽油)	1	水処理センター (西町)	上下水道課
2	60KVA (軽油)	4	車両センター	都市施設課(2)、総務課(2)
3	45KVA (軽油)	9	中五区水源送水場(1)、車両センター(7)、本庁舎(1)	上下水道課(1)、都市施設課(6)、総務課(2)
4	25KVA (軽油)	5	山部水処理センター(3)、車両センター(2)	上下水道課(3)、都市施設課(2)
5	13KVA (軽油)	1	中五区水源送水場	上下水道課
6	2.0~4.0KVA (ガソリン)	12	本庁舎(8)、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各 1	総務課

生活関連物資備蓄一覧(令和 3 年 4 月 1 日現在)

物品種類 (名称)	備蓄目標	現有数量	保管場所
給水袋 (10 ^{リットル})		490	水源(中五区)
給水袋 (6 ^{リットル})		3,445	水源(中五区)
毛布		510	本庁舎 180、ふれあいセンター330
毛布 (ブランケット)		60	山部支所 20・東山支所 20、麓郷小学校 10、布礼別小学校 10
寝袋		100	本庁舎 20・ふれあいセンター80
アルミマット		212	本庁舎 72・ふれあいセンター140
給水タンク (18 ^{リットル})		516	水源(中五区)
簡易ベッド		15	本庁舎 1、ふれあいセンター14
段ボールベッド		35	本庁舎 1、ふれあいセンター34
プライベートテント (天井あり)		4	本庁舎 1、ふれあいセンター3
プライベートテント (天井なし) 2m×2m×1.8m		10	本庁舎 10
プライベートテント (天井メッシュ) 2m×2m×1.7m		80	本庁舎(4)、ふれあいセンター(76)
非接触式体温計		15	本庁舎
保存パン		141	本庁舎 141
アルファ米		1,300	本庁舎 500、ふれあいセンター800
アルファ米 (白がゆ)		100	ふれあいセンター100
保存ラーメン		100	ふれあいセンター100
レトルトカレー		142	本庁舎 52、ふれあいセンター90
保存用味噌汁		540	ふれあいセンター540
保存用ビスコ		311	本庁舎 311
担架		5	本庁舎(2)保健センター(1)支所(各 1)
照明セット 3 脚付		12	ふれあいセンター(6)、本庁舎(2)、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各 1
暖房器具		9	ふれあいセンター(6)、水防倉庫、東山支所、布礼別小学校
ガソリン携行缶		7	本庁舎(2)、水防倉庫、山部・東山支所、麓郷消防、布礼別小学校 各 1
トリアージタグ		2	本庁舎
防水ミニメガホン		5	本庁舎、山部・東山支所、麓郷消防、

資料 8 防災資機材等関係

			布礼別小学校 各 1
ラジオ付 LED ライト	5		本庁舎、山部・東山支所、麓郷消防、 布礼別小学校 各 1
ランタン	5		本庁舎、山部・東山支所、麓郷消防、 布礼別小学校 各 1
差込式メッシュベルト	60		本庁舎
携帯用トイレ(1 回使 い切り)	1,000		本庁舎
自動ラップ式トイレ 専用便袋 (50 回分)	20		ふれあいセンター
便袋 100 枚入	2		ふれあいセンター
トイレダスト回収パ ック 50 回分	2		ふれあいセンター
ダストキャリー	2		ふれあいセンター
消臭シート 50 回分	22		ふれあいセンター
さわやか清拭くタオル	20		ふれあいセンター
ゴム手袋 M	1,200		本庁舎
ゴム手袋 L	1,200		本庁舎
ポリ手袋	4,000		本庁舎
リハビリパンツ 22 枚入り M	10		ふれあいセンター
リハビリパンツ 22 枚入り L	10		ふれあいセンター
横止め安心テープ止 め 20 枚入り (おむ つ) M	10		ふれあいセンター
横止め安心テープ止 め 20 枚入り (おむ つ) L	10		ふれあいセンター
紙おむつ (新生児用) 90 枚入	2		ふれあいセンター
紙おむつ (S・テフ タイプ) 82 枚入	2		ふれあいセンター
紙おむつ (M・パンツ タイプ) 58 枚入	2		ふれあいセンター
紙おむつ (L・パンツ タイプ) 44 枚入	2		ふれあいセンター
紙おむつ (ビッグ・パン ツタイプ) 38 枚入	2		ふれあいセンター
粉ミルク (スティック タイプ 100g 用 18 本入)	4		本庁舎
使い捨て哺乳瓶	100		本庁舎
テント付簡易トイレ	2		ふれあいセンター

資料 8 防災資機材等関係

テント付マンホール トイレ	7		本庁舎(1)、ふれあいセンター(6)
自動ラップ式トイレ	7		ふれあいセンター
マスク	10,000		本庁舎
マスク (子供用)	1,000		本庁舎
フェイスシールド	60		本庁舎
感染症予防用ガウン	100		本庁舎
使い捨てスリッパ	1,000		本庁舎
ヘアキャップ	1,000		本庁舎
ポンプ式アルコール 消毒液	20		本庁舎 PBX
アルコール消毒液詰 替え用(5ℓ)	20		本庁舎 PBX
ハンドソープ	24		本庁舎 PBX
紙コップ	1,000		本庁舎
靴袋 (レジ袋)	1,000		本庁舎
加湿器	6		本庁舎 5F
ペット用ケージ	5		ふれあいセンター

防災協定締結先一覧（令和 3 年 4 月現在）

協定名	締結日	締結先	担当（要請）窓口 （電話番号）
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成 27 年 3 月 31 日	北海道 北海道市長会 北海道町村会	上川総合振興局地域政策部地域政策課 0167-46-5321
北海道消防防災ヘリコプター応援協定	平成 8 年 6 月 25 日	北海道 道内 72 市町	富良野広域連合消防本部富良野消防署 0167-23-5119
全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	平成 24 年 1 月 17 日	栃木県佐野市 福島県本宮市長 兵庫県西脇市 岡山県吉備中央町 熊本県山都町 沖縄県宜野座村 群馬県渋川市 山梨県中央市 奈良県吉野町 北海道富良野市	西脇市都市経営部次世代創生課 0795-22-3111
災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	平成 25 年 4 月 8 日	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市	旭川市消防部防災課 0166-33-9969
災害時の避難所利用に関する協定	平成 26 年 12 月 25 日	芦別市	芦別市総務課 0124-22-2111
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	旭川歯科医師会	旭川歯科医師会 0166-22-2361
災害時における医療救護活動に関する協定	平成元年 1 月 26 日	富良野医師会	富良野医師会 0167-22-2767
災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定	平成 25 年 5 月 1 日	社会福祉協議会 富良野あさひ郷	社会福祉協議会 0167-39-2215 富良野あさひ郷 0167-23-1619
災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成 25 年 5 月 1 日	社会福祉協議会	社会福祉協議会 0167-39-2215
災害時における宿泊	平成 25 年 5 月 1 日	北の峰旅館組合	

施設等の提供に関する協定		富良野旅館業組合	
災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定	平成 25 年 5 月 1 日	ふらの観光協会	ふらの観光協会 0167-22-5777
災害時における災害応急復旧業務に関する協定	平成 9 年 2 月 10 日	富良野建設業協会 道北電気工事業協同組合富良野支部 富良野管工事業協同組合 北海道建築士会富良野支部長	富良野建設業協会（那智組） 0167-23-3585
災害等の発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	平成 22 年 6 月 17 日	北海道エルピーガス災害対策協議会	北海道エルピーガス災害対策協議会上川支部 0166-46-3220 富良野分会（津山興産） 0167-22-2135
災害時における富良野管工事業協会との応急対策復旧業務に関する協定	平成 22 年 11 月 1 日	富良野管工事業協同組合	富良野管工事業協同組合（後田設備工材） 0167-23-3565
災害時における応急対策業務に関わる協定書	平成 23 年 12 月 1 日	道北電気工事協同組合富良野支部	道北電気工事協同組合富良野支部（一戸電建） 0167-23-4467
災害時における応急対策業務に関する協定	平成 27 年 10 月 30 日	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町、上川地方建設業協会連絡協議会	一般社団法人旭川建設業協会 0166-22-5144
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成 25 年 3 月 15 日	ホクレン商事エーコープフォー	ホクレン商事エーコープフォーレス

資料9 各種協定等

する協定		レスト店	ト店 0167-22-4340
		ホクレン商事エー コープ山部店	ホクレン商事エー コープ山部店 0167-42-2088
		生活協同組合市民 生協コープさ っぽろ富良野店	生活協同組合市民 生協コープさっぽ ろ富良野店 0167-22-2147
		亀屋斉藤商店	亀屋斉藤商店 0167-22-3501
		西川食品	西川食品 0167-22-4664
		ホームマック	ホームマック 0167-39-1080
		道北アークスラ ルズマート富良 野店	道北アークスラ ルズマート富良野 店 0167-23-4567
災害時における非常 通信業務に関する協 定	平成8年9月24日	富良野市無線赤 十字奉仕団	富良野市無線赤十 字奉仕団(事務局箭 原) 0167-39-2323
災害時における石油 類燃料の供給に関す る協定	平成25年3月15日	富良野地方石油 業協同組合	富良野地方石油業 協同組合(西出興業 株式会社) 0167-22-3505
災害時における輸送 等の協力に関する協 定	平成8年9月27日	ふらのバス株式 会社 旭川地区トラッ ク協会富良野部 会 富良野沿線ハイ ヤー協会	ふらのバス株式会 社 0167-23-3131 旭川地区トラック 協会 0166-48-7244 富良野沿線ハイヤ ー協会 0167-23-1254
災害時における炊き 出し業務及び救護活 動に関する協定	平成8年10月2日	富良野市赤十字 奉仕団	富良野市赤十字奉 仕団(団長高崎) 0167-22-4822
災害時における放送 の協力に関する協定	平成24年7月1日	ラジオふらの	ラジオふらの 0167-22-2761
災害時発生時におけ る富良野市と富良野	平成31年3月29日	日本郵便株式会 社	富良野郵便局 0167-22-8115

資料9 各種協定等

市内郵便局の協力を 関する協定			
災害時の物資供給及 び店舗営業の継続又 は早期再開に関する 協定	平成29年2月17日	株式会社セブン- イレブン・ジャパ ン	株式会社セブン-イ レブン・ジャパン旭 川南地区担当 0166-33-9970
自治体と上富良野駐 屯地との連絡体制の 強化に係る協定	平成29年5月22日	陸上自衛隊上富 良野駐屯地	陸上自衛隊第104特 科大隊 0167-45-3101(内 線2263)
災害時における下水 道管路施設の復旧支 援協力に関する協定	平成30年3月23日	北海道、道内市町 村、道内全下水道 事業者	北海道建設部まち づくり局都市環境 課 011-204-5572
災害時における下水 道施設の技術支援協 力に関する協定	平成30年3月23日	北海道、道内市町 村、道内全下水道 事業者	北海道建設部まち づくり局都市環境 課 011-204-5572
富良野市と公益社団 法人隊友会旭川隊友 会富良野支部とによ る災害時等における 防災支援に関する協 定	平成30年4月13日	公益社団法人隊 友会旭川隊友会 富良野支部	公益社団法人隊友 会旭川隊友会富良 野支部 167-23-3109
災害発生時に係る情 報発信等に関する協 定	平成31年1月17日	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 社会貢献事業本部 03-6898-6763
災害時等におけるレ ンタル機材の提供に 関する協定	平成31年4月1日	株式会社共成レ ンテム富良野営 業所	株式会社共成レン テム富良野営業所
包括連携協定	平成31年4月23日	ヤマト運輸株式 会社	ヤマト運輸株式会 社道北主管支店富 良野支店 0570-200-704
災害時における応急 生活物資の供給に関 する協定の締結につ いて	令和元年8月30日	株式会社合同容 器	合同容器株式会社 旭川営業所 0166-57-2431
災害時における医薬 品及び応急生活物資 の確保に関する協定	令和元年10月8日	株式会社ツルハ	株式会社ツルハ北 海道第三店舗運営 部スーパーバイザ ー 0166-34-1193
災害時等における給 電車等の貸出に関す る協定	令和2年7月30日	旭川トヨタ自動 車株式会社、旭川 トヨペット株式 会社、トヨタカロ ーラ道北株式会 社、ネットヨタ	旭川トヨタ自動車 株式会社 0167-22-3175 旭川トヨペット株 式会社

		旭川株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川	0167-23-4196 トヨタカラーラ道北株式会社 0167-22-3584 ネットヨタ旭川株式会社 0167-23-3166 株式会社トヨタレンタリース旭川 0167-23-2100
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	令和2年8月20日	株式会社ふらの衛生社、富良野浄化工業株式会社、株式会社西塚清掃社	株式会社ふらの衛生社 0167-42-2396 富良野浄化工業株式会社 0167-22-4744 株式会社西塚清掃社 0167-23-1643
災害時における廃棄物処理等に関する協定	令和2年9月10日	富良野地区清掃事業協同組合、アートクリーン有限公司、富桑工業株式会社、北清ふらの株式会社	富良野地区清掃事業協同組合 0167-39-2323 アートクリーン有限公司 0167-23-1211 富桑工業株式会社 01674-22-2522 北清ふらの株式会社 0167-42-2396
災害時における資機材の提供及び救助活動支援等に関する協定	令和2年9月30日	富良野レスキュー協力協会	富良野レスキュー協力協会代表 (Navo) 0167-23-5169
避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定	令和2年11月18日	富良野市民生委員児童委員協議会	事務局 (福祉課) 0167-39-2211

災害等の発生時における富良野市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、富良野市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する富良野市災害対策本部会議、富良野市国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年6月17日

甲 富良野弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 能登 芳昭

乙 旭川市永山3条18丁目1-11
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長 八田 光永

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と市町村（乙1から乙150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙目らが柄の事務局へ要請することが出来る。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調運するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

平成30年 3月23日

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力をに係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。
- （2）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。
- （3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- （4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

- 2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第7条第1項及び第2項を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

甲 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 高橋 はるみ

印

乙1 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村長 ●● ●●

乙150 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村水道管理者 ●● ●●

丙 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
北海道支部長 佐藤 謙二

印

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）及び市町村（乙 1 から乙 150 まで）（以下、乙 1 から乙 150 までを総称して「乙」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第 3 条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など甲又は乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第 4 条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）及び支援協力者のうち事務局となる会員（以下「事務局員」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、事務局員と技術支援に関する協議を行い、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

（費用）

第 5 条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（業務の実施）

第 6 条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲又は乙と丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。

3 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（報告）

第 7 条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第 8 条 丙及び業務実施者は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（労災及び損害補償など）

第 9 条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

第 10 条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

第 11 条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第 12 条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達言川練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の期間）

第 13 条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（補足）

第 14 条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合には、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成 30 年 3 月 23 日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 高橋 はるみ 印

乙1 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村長 ●● ●●

乙150 ●●市●●町●●番●●号
●●市町村水道管理者 ●● ●●

丙 公益社団法人日本水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司 印

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と合同容器株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和元年8月30日

（甲）富良野市弥生町1番1号

富良野市長 北 猛 俊

（乙）恵庭市北柏木町3丁目39番

合同容器株式会社

代表取締役社長 日 野 威

災害時における医薬品及び応急生活物資の確保に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において医薬品及び応急生活物資（以下「物資」という。）の確保等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等に富良野市地域防災計画に基づき富良野市が実施する救護医療及び生活物資供給活動として、乙の積極的な協力を得ることにより、早期に物資を確保し住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請の時期）

第2条 この協定における災害等の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置後、乙に対して要請を行った時期とする。

（協力要請）

第3条 災害等において甲が物資を必要とするときは、乙に対して保有商品等の供給についての協力を要請することができる。ただし、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲とする。

2 前項の要請は、甲が行うものとする。ただし、災害等の状況により緊急を要する場合は、富良野市災害対策本部長（市長）の指定する者においても、乙に要請することができるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する災害等の物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱う物資のうち、供給可能な甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、災害等において物資の確保を図る必要が生じた場合は、「協力要請書」（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、災害等の状況により緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議のうえ決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ、引き渡すものとする

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資、運搬等の費用については、甲が負担する。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する費用は、災害等発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては富良野市役所 総務課長とし、乙においては、株式会社ツルハ富良野地区スーパーバイザーとする。

2 甲と乙は、連絡体制・連絡方法・連絡手段等について支障をきたさないように日頃から点検や改善に努めるものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めない又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1月前までに、甲乙のいずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 元 年10月 18 日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野市長 北 猛 俊

乙 札幌市東区北24条東20丁目1-21
株式会社ツルハ
代表取締役社長 鶴 羽 順

災害時等における給電車等の貸出に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と旭川トヨタ自動車株式会社、旭川トヨペット株式会社、トヨタカローラ道北株式会社、ネットトヨタ旭川株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、電力供給が可能な車両等（以下「給電車等」という。）の貸出しに関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て、甲が指定する避難所等において、給電車等を非常用電源車として活用し、避難所運営の安定を図ることを目的とする。

（避難所等）

第2条 この協定における避難所等は、公共施設、その他甲の指定した場所とする。

（給電車等の貸与要請）

第3条 災害時等において甲が給電車等を必要とするときは、乙に対して書面（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面を提出するものとする。

2 前項の要請は、甲が行うものとする。

（給電車等の貸与及び費用負担）

第4条 乙は、前条の要請があった場合、可能な限り給電車等を貸与することに努めるものとする。

2 給電車等の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

3 貸与に係る経費については、無償とする。ただし、貸与中に使用した燃料等の費用については、原則として甲が負担する。

（管理）

第5条 甲が、乙より貸与された給電車等の取扱いは、甲乙の協議により取決め、甲が管理する。

（故障等の対応）

第6条 甲が給電車等を貸与されている間に、貸与された給電車等に故障があった場合、甲に明らかに過失がある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

2 第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、保証責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償に当たるものとする

（車両保険の取扱い）

第7条 乙は給電車等の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

（返却）

第8条 給電車等の返却時期については、避難所等の閉鎖等を勘案し、甲乙が協議して決めることとする。

（技術的支援）

第9条 甲は乙に対して給電車等の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

(災害補償)

第10条 給電車等の貸与に従事したものの災害補償については、乙の責任において労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用等、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練)

第12条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲の要請に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。
2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1月前までに、甲乙のいずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月30日

甲 富良野市
富良野市長 北 猛俊

乙 旭川市4条通2丁目
旭川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 西川 弘二

旭川市神居8条1丁目1番27号
旭川トヨペット株式会社
代表取締役社長 遠藤 穰

旭川市大雪通7丁目506番地
トヨタカローラ道北株式会社
代表取締役社長 千葉 孝三

旭川市忠和8条6丁目1番5号
ネットトヨタ旭川株式会社
代表取締役社長 竹川 秀幸

旭川市東鷹栖4線10号
株式会社トヨタレンタリース旭川
代表取締役社長 浅田 勝広

災害時等におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

富良野市(以下「甲」という。)と株式会社ふらの衛生社、富良野浄化工業株式会社及び株式会社西塚清掃社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自然災害発生及び施設事故時(以下「災害時等」という。)におけるし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 災害時等において、し尿等の収集運搬を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

(要請の手続)

第3条 前条の要請は、文書(別記第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって連絡し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(協定業務の実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(報告の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務におけるし尿等の収集量
- (3) 協定業務のうち自然災害における避難所等ごとの収集件数
- (4) 協定業務に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の額については、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第7条 乙が、第2条に基づき実施した、し尿等の収集運搬により生じた損害補償については、甲と乙で協議するものとする。

（相互の連絡）

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、令和2年8月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月20日

富良野市弥生町1番1号

甲

富良野市長 北 猛 俊

乙

富良野市字山部東17線13番地
株式会社 ふらの衛生社
代表取締役 高橋 稯二

富良野市緑町10番40号
富良野浄化工業株式会社
代表取締役 福岡 榮一

空知郡上富良野町北町1丁目4番10
株式会社 西塚清掃社
代表取締役 西塚 邦夫

災害時における廃棄物処理等に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と富良野地区清掃事業協同組合、アートクリーン有限会社、富桑工業株式会社及び北清ふらの株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における災害廃棄物の円滑な処理を遂行するため、甲と乙における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生直後の一時的に大量に発生する、がれき類（災害により損壊した建物等の解体撤去等に伴ってコンクリート塊、木くず、金属くず、廃プラスチック等）、生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、乙に対して次に掲げる協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）仮置場の管理
- （5）仮置場での災害廃棄物の分別、中間処理
- （6）甲が指定する避難所等の廃棄物の収集運搬
- （7）前各号に伴う必要な事業

（要請の手続）

第4条 第2条の要請は、原則として文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、甲の要請内容に応じ、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

2 乙は、前項の業務にあたり、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、乙に市内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第5条第1項に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書（別記第2号様式）により、甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理を実施した場所、処理期間及び車両、資機材等の使用期間
- (2) 災害廃棄物の処理に従事した要員及び車両、資機材等の数量
- (3) 災害廃棄物の処理内容
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の額については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第9条 乙が、第3条に基づき実施した災害廃棄物の処理により生じた損害補償については、甲と乙で協議するものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を含め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、令和2年9月10日からその効力を有する者とし、甲又は乙が文

書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月10日

富良野市弥生町1番1号

甲

富良野市長 北 猛 俊

乙 富良野市上五区

富良野地区清掃事業協同組合

代表理事 高橋 穰二

富良野市上五区

アートクリーン有限会社

代表取締役 佐藤 邦彦

富良野市春日町8番1号

富桑工業株式会社

代表取締役社長 福井 敏満

富良野市字学田三区

北清ふらの株式会社

代表取締役 上田 篤行

災害時における資機材の提供及び救助活動支援等に関する協定

富良野市(以下「甲」という。)と富良野レスキュー協力協会 (以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に風水災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う災害救助活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において甲が災害救助活動の実施を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有するボート等の資機材の提供
- (2) 浸水等により自力での避難が困難になった市民等の救助活動支援
- (3) 浸水等により水・食糧及びその他物資の運搬が困難になった場合の支援
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲からの要請に基づく災害救助活動についての必要な協力

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り業務協力を行うものとする。

(要請の方法等)

第4条 第2条の要請は、原則として様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、前項の規定する連絡を行うため双方の担当者及び連絡先について書面を持って周知するものとする。

(報告)

第11条 乙は、第3条の規定による業務協力を完了したときは、様式第2号により、実施した業務内容を速やかに提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第12条 第2条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲、乙協議して決めるものとする。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、災害発生後1ヶ月以内に、甲が指定する職員の確認を得

た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市財務規則等に基づき速やかに支払うものとする。

(災害補償等)

第9条 甲は、要請により協力した乙の会員が、その者の責に帰すことができない理由により死亡、その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害賠償に関する条例」(昭和38年北海道条例56号)に準じ補償をする。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年9月30日

甲 富良野市弥生町1番1号
富良野市
富良野市長 北 猛 俊

乙 富良野市北の峰町23番7号
富良野レスキュー協力協会
代 表 竹 内 貴 康

避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と富良野市民生委員児童委員協議会（以下「乙」という。）とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を乙に提供するにあたり、富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画に基づき協定を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、互いに協力して避難行動要支援者に対して支援活動を行うとともに、支援のために作成された名簿情報については、避難行動要支援者に関する支援活動のために使用するものと、管理を適切に行うものとする。

（名簿等の管理）

第 2 条 甲が保有し、乙に提供する情報とは、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由とする。

2 乙は、提供を受けた名簿情報を第 1 条以外の目的に使用してはならない。また、それを第三者に提供してはならない。

3 乙は、紛失、盗難等の事故を防ぐため、適切に管理しなければならない。

4 乙は、第 1 条の目的に利用する場合を除き、提供を受けた名簿情報が収録された紙または磁気媒体を複写および複製してはならない。

（守秘義務）

第 3 条 乙は、当該情報提供により知り得た事項を他へ漏らしてはならない。要支援者の支援の役割を離れた後も同様とする。

（利用状況および管理状況の報告・検査）

第 4 条 甲は、乙の名簿情報の利用および管理状況について、必要に応じ報告を求めることができるものとし、乙は書面により速やかに応じるものとする。

（事故報告等）

第 5 条 乙は、名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（疑義が生じた場合の解決方法）

第 6 条 本協定について、甲乙間に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

甲 富良野市長 北 猛 俊

乙 富良野市民生委員児童委員協議会
会 長 松 田 尚 美

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
学校	富良野小学校	若松町 10 番 1 号	23-2114	22-2079		空知川
	扇山小学校	緑町 8 番 20 号	22-3255	23-6719		空知川
	東小学校	北麻町 8 番 1 号	22-4895	22-4997		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川
	富良野東中学校	瑞穂町 1 番 30 号	22-2770	22-4259		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	富良野西中学校	桂木町 1 番 1 号	22-2318	22-3147		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	布部小中学校	上五区	23-5569	23-5867		空知川
	山部小学校	山部東町 8 番 64 号	42-3091	42-3088		勇振川
	麓郷小中学校	南麓郷	29-2021	29-2037		布部川・ボン布部川
	富良野高等学校	末広町 1 番 1 号	22-2174	22-2175		空知川
	富良野緑峰高等学校	西町 1 番 1 号	22-2594	22-2594		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	富良野看護専門学校	弥生町 5 番 1 号	22-5510	22-1075		空知川
保育所等	虹いろ保育所	幸町 8 番 25 号	22-2533	22-2563		空知川
	ピッコロガーデン	末広町 6 番 22 号	22-8855	22-8855		空知川
	きらきら保育園富良野	幸町 9 番 3 号	56-7163	56-7162		空知川
	託児所こころ	西町 2 番 100 号	22-5425	22-5425		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	託児ハウスきつき	弥生町 5 番 70 号	23-4882		080-1863-6343	空知川
	託児ハウスドレミ	住吉町 4 番 49 号	23-6241	23-6241	090-3773-3247	空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川
	ふらの西病院保育室	桂木町 2 番 77 号	23-6600	22-3508		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	富良野協会病院保育所	錦町 1 番 15 号	23-3663	23-3663		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	おひさま保育園	東雲町 1 番 1 号	56-7780	56-7166		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川

資料１０ 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
保育所等	富良野市ファミリーサポートセンター	日の出町 9 番 2 号 2 階	080-5834-1885			空知川
	山部保育所	山部北町 1 番 57 号	42-2388	42-2355		勇振川
	東山保育所	東山あかしや	27-2919	27-2256		西達布川・老節布川
幼稚園	ひまわり幼稚園	若松町 11 番 1 号	22-2504	23-4484		空知川
	聖園幼稚園	桂木町 3 番 73 号	22-2419	22-1928		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	ルンビニ幼稚園	本町 11 番 10 号	23-1303	23-1960		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	みどり幼稚園	扇町 1 番 1 号	22-2845	22-2865		空知川
学童・児童館	緑町学童保育センター	緑町 9 番 53 号	23-3370	22-3370		空知川
	東部学童保育センター	錦町 13 番 1 号	23-5129	23-5129		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	桂木学童保育センター	桂木町 2 番 41 号	22-3792	22-3792		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	麻町児童センター	西麻町 2 番 33 号	23-2937	23-2937		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
障害児・障害者施設	こども通園センター	末広町 24 番 15 号	22-2091	22-2057		空知川
	児童発達支援センターすくすく	若葉町 9 番 17 号	22-5615	22-5615		空知川
	放課後等デイサービスのーびる	若葉町 9 番 17 号	22-5615	22-5615		空知川
	放課後等デイサービス ビー玉	栄町 20 番 10 号 2F	23-6689	23-6689		空知川
	タイムケアセンターえくぼ	栄町 20 番 10 号	22-6689	23-6689		空知川
	ライフサポート彩	栄町 11 番 11 号	22-0624	22-0630		空知川
	サポートステーションすきつぷ	西麻町 1 番 3 号	39-2904	39-2941		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	りんどう	幸町 2 番 6 号	22-2043	22-2043		空知川
	さくら荘	若葉町 12 番 16 号	22-3933	23-2828		空知川

資料１０ 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
障害児・障害者施設	れんげ荘	緑町 12 番 43 号	23-6030	22-2043		空知川
	グループホーム「たんぽぽ」	朝日町 5 番 12 号	22-0624	22-0630	ライフサポートセンター彩へ連絡	空知川
	グループホーム「なでしこ」	朝日町 5 番 12 号	22-0624	22-0630	〃	空知川
	グループホーム「ひなげし」	若葉町 7 番 8 号	22-0624	22-0630	〃	空知川
	グループホーム「わかば」	錦町 13 番 26 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	グループホーム「あじさい」	錦町 13 番 27 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	グループホーム「のぎく」	錦町 10 番 26 号	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	グループホーム「すみれ」	錦町 2 番 13 号スノーレーン	22-0624	22-0630	〃	空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	グループホーム「ひまわり」	緑町 12 番 53 号	22-0624	22-0630	〃	空知川
	グループホーム「かえで」	緑町 2 番 33 号	22-0624	22-0630	〃	空知川
診療所・病院	富良野市地域福祉センターいちい	住吉町 1 番 28 号	39-2215	39-2216		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	フラノステップ	緑町 11 番 3 号	23-6772	56-7753		空知川
	かわむら整形外科医院	末広町 6 番 20 号	22-4341	22-4362		空知川
	かとう整形外科クリニック	本町 6 番 8 号	22-3795	22-9910		空知川
	渡部医院	本町 1 番 10 号	22-2025	22-1717		空知川
	内海内科クリニック	弥生町 6 番 31 号	39-1133	23-6672		空知川
	いんやく小児科クリニック	弥生町 6 番 30 号	39-1177	23-6675		空知川
	ふらの消化器・内科クリニック	幸町 9 番 12 号	56-7058	56-7059		空知川
	ふらの皮フ科	住吉町 3 番 33 号	22-0208			空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	はやし耳鼻咽喉科クリニック	瑞穂町 1 番 1 号	23-8733			空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			河川名
			電話	FAX	その他	
診療所・病院	山部診療所	山部東町 7 番 14 号	56-7088	56-7287		勇振川
	富良野協会病院	住吉町 1 番 30 号	23-2181	22-4256		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	ふらの西病院	桂木町 2 番 77 号	23-6600	22-3508		空知川
高齢者・介護保険施設	介護医療院ふらの	桂木町 2 番 77 号	23-6600	22-3508		空知川
	サービス付高齢者向け住宅すえひろ	末広町 6 番 22 号	22-8822	22-8801		空知川
	サービス付高齢者向け住宅花・水・木富良野	幸町 9 番 3 号	56-7161	56-7162		空知川
	ニチイケアセンターふらの	緑町 11 番 5 号	22-9151	23-3536		空知川
	デイサービスセンターあさひ郷	本町 8 番 10 号	39-0020	39-0031		空知川
	デイサービスセンターいちい	住吉町 1 番 28 号	39-2215	39-2216		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	北の峯ハイツ	東雲町 1 番 1 号	23-1611	23-1711		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川
	介護老人保健施設ふらの	住吉町 1 番 25 号	23-3933	23-3926		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川
	介護老人保健施設けんこう・ふらの	末広町 6 番 17 号	56-8000	56-8001		空知川
	ニチイケアセンターしのめ	東雲町 3 番 2 号	22-8551	22-8552		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川・北一号川
	グループホームほがらか	春日町 12 番 15 号	23-6811	56-7880		空知川
	グループホームあんしん・ふらの	末広町 6 番 22 号	22-8833	22-8833		空知川
	住宅型有料老人ホームかえで	春日町 5 番 57 号	56-7778	56-7779		空知川・富良野川・ベベレイ川・ヌッカシ富良野川

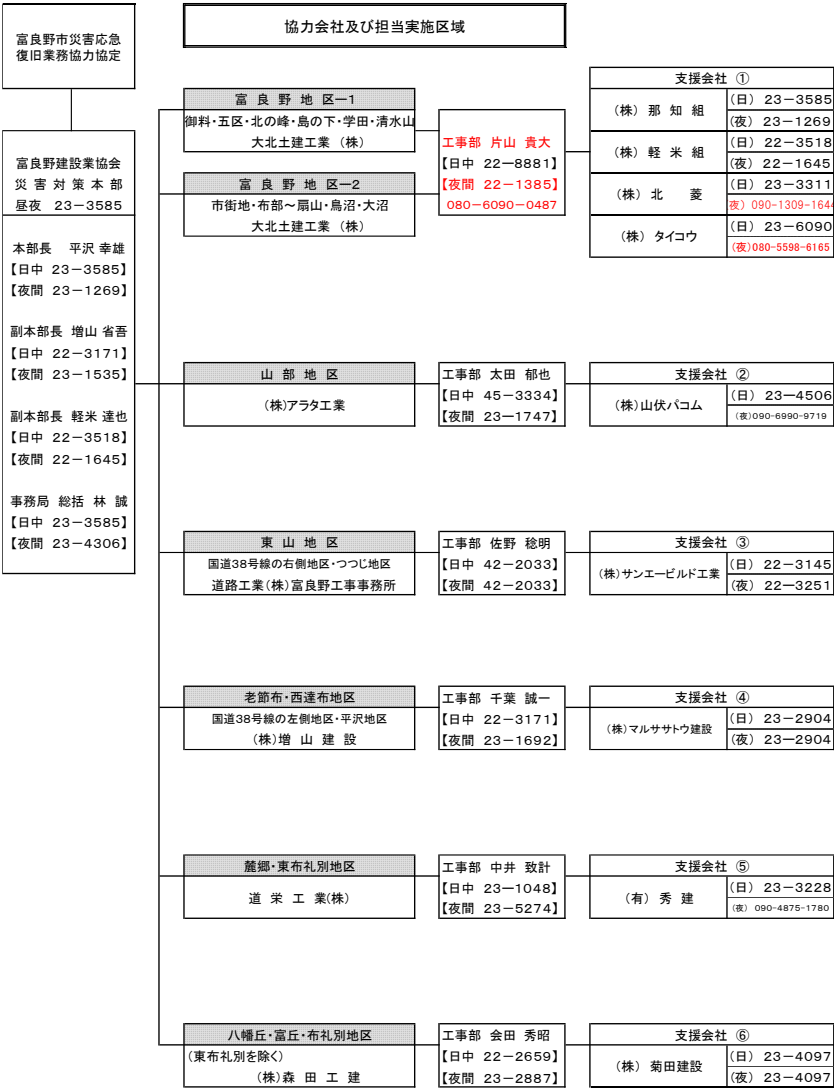
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	施設所在地	伝達手段			備考
			電話	FAX	その他	
病院	北の峰病院	中御料 2 0 6 2	22-2011	23-1606		四線川
障害児・障害者施設	デイセンター芽ぐみ野	中御料 2 0 6 7 - 1 4	23-5822			四線川
	グループホーム「ぼぶら」	中御料 2 0 6 7 - 3	22-0624	22-0630	ライフサポートセンター彩へ連絡	四線川
	グループホーム「ごりよう」	中御料 2 0 6 2 - 2 5	22-0624	22-0630	//	四線川
	北の峯学園	中御料 2 0 6 7 - 1 4	23-3633	23-2489		四線川
施設 児童養護	国の子寮	東鳥沼	23-3995	22-2935		名取の沢川

富良野建設業協会応急復旧業務協力組織図

《富良野建設業協会災害応急復旧業務協力組織図》

令和3年3月31日現在



富良野市自主防災組織一覧（令和3年4月現在）

	組 織 名	代 表 者		連絡責任者	
		氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
1	若葉町連合会				
2	若松町連合会				
3	扇町南町連合会				
4	栄町連合会				
5	緑町連合会				
6	布部連合会				
7	幸町連合会				
8	新富町連合会				
9	朝日町連合会				
10	弥生町第1町内会				
11	桂木町第1町内会				
12	桂木町第2町内会				
13	桂木町第3町内会				
14	桂木町第4町内会				
15	桂木町第5町内会				
16	北斗町				
17	弥生町第2町内会				
18	北の峰第3町内会				
19	麻町連合会				
20	山部第2町内会				
21	山部第4町内会				
22	山部第5町内会				
23	山部第6町内会				
24	山部第7町内会				
25	山部第9町内会				
26	山部北町第1町内会				
27	山部北町第2町内会				
28	山部西町第1町内会				
29	山部西町第2町内会				
30	山部共進自主防災会				
31	山部南陽農事組合				
32	住吉第2町内会				
33	桂木町第6町内会				
34	山部第1町内会				
35	山部北星自主防災会				
36	山部桜丘自主防災会				
37	山部中央区自主防災会				
38	麓郷地区自主防災				

資料 1 1 市内協力団体等一覧

39	西町第 3 町内会自主防災会				
40	東山振興会				
41	老節布振興会				
42	西達布振興会				
43	南扇山全区会西扇山 1 区会				
44	西町第 1 町内会自主防災組織				

※代表者氏名及び電話番号については総務課で管理。